

ヘルパーステーション えがお

運営規程

(事業の目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設するヘルパーステーションえがお（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び予防給付基準訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援認定者及び事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 【訪問介護】

事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

【予防給付基準訪問介護】

事業所は、要支援認定者及び事業対象者の利用者について、その居宅においてその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係自治体、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 ヘルパーステーションえがお

所在地 豊岡市江本396-1 サンシティーEMOTO102号

2. 事業所所在地以外の場所で一部実施する所在地は次のとおりとする。

所在地 豊岡市津居山343

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者： 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行う。

2. サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問

介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行い、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1名以上を配置する。

3. 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算・管理者・サービス提供者兼務）

利用者の動向を考慮し、適正な訪問介護に必要な介護員を確保する。訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、たじま医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日までとする。但し、祝日および盆休み（8月15日、但し15日が日曜の場合は前日の14日とする。）と、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、平日は8時45分から17時30分までとし、土曜日は8時45分から12時45分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護等の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護事業の内容及び指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は平成27年8月以降一定以上所得者は2割の額とする。

2. 次条に規定する通常の事業の実施地域の境界を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、事前に利用者の同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、豊岡市（旧但東町を除く）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に連絡する。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第9条 指定訪問介護等の開始に際し、管理者若しくは訪問介護員等は、利用申込み者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに、業務の体制を整備する。

2. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき胸を、従事者との雇用契約の内容とする。

4. サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、たじま医療生活協同組合および事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年4月1日をもって施行する。

平成19年1月10日改正

平成21年8月 1日改正

平成23年12月1日改正

平成26年12月1日改正

平成27年4月 1日改正

平成30年2月 1日改正